市第６号議案

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例の一部改正

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年５月20日提出

横浜市長　山　中　竹　春

横浜市条例（番号）

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例の一部を改正する条例

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例（平成７年９月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市屋外の公共の場所における喫煙の防止等並びに空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例

目次中

「第３章の２　喫煙禁止地区等（第11条の２・第11条の３）」

を

「第３章の２　喫煙禁止重点地区等（第11条の２・第11条の３）
第３章の３　屋外の公共の場所における喫煙の制限（第11条の４）」

に改める。

第１条中「は、」の次に「屋外の公共の場所での喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害の防止等並びに」を加え、「防止等」を「防止」に改め、「に、」の次に「屋外の公共の場所における

喫煙の禁止等並びに」を加え、「、屋外の公共の場所における喫煙の禁止」を削り、「清潔で安全な」を「安心かつ安全で清潔な」に改める。

第２条中第５号及び第６号を削り、第４号を第７号とし、同条第３号中「すべて」を「全て」に改め、同号を同条第６号とし、同条第２号を同条第５号とし、同条第１号中「びん」を「瓶」に改め、同号を同条第４号とし、同号の前に次の３号を加える。

⑴　公共の場所　道路、広場その他の公共の用に供される場所をいう。

⑵　たばこ　健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第１号に規定するたばこをいう。

⑶　喫煙　人が吸入するためにたばこを燃焼させ、若しくは加熱することにより煙（蒸気を含む。）を発生させること又は火の付いたたばこを持つことをいう。

第３条第１項中「ため、」の次に「屋外の公共の場所での喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害の防止並びに」を加え、「並びに屋外の公共の場所での喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害」を削り、同条第２項中「は、」の次に「屋外の公共の場所での喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害の防止並びに」を加え、「並びに屋外の公共の場所での喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害」を削り、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　横浜市は、市民及び事業者と連携し、及び協力して、屋外の公共の場所での喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害の防止並びに吸い殻等の散乱の防止を図る観点から、必要な分煙環境

の整備を推進するものとする。

第３章の２の章名を次のように改める。

第３章の２　喫煙禁止重点地区等

第11条の２の見出しを「（喫煙禁止重点地区の指定）」に改め、同条第１項中「禁止する」を「特に禁止する」に、「喫煙禁止地区」を「喫煙禁止重点地区」に改める。

第11条の３中「喫煙禁止地区内」を「喫煙禁止重点地区内」に改める。

第３章の２の次に次の１章を加える。

第３章の３　屋外の公共の場所における喫煙の制限

第11条の４　何人も、次に掲げる屋外の公共の場所（第11条の２第１項の規定により指定された喫煙禁止重点地区を除く。）において、喫煙をしてはならない。ただし、当該公共の場所を管理する権原を有する者が喫煙のために設置し、又は設置を許可した喫煙場所においては、この限りでない。

⑴　国又は地方公共団体が管理する道路法（昭和27年法律第180号）第２条第１項に規定する道路

⑵　横浜市が管理する交通広場（都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第１項第１号に規定するその他の交通施設として定められた交通広場をいう。）

⑶　国、神奈川県又は横浜市が管理する河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川及び同法第100条第１項に規定する準用河川

⑷　横浜市が管理する道路、河川、水路、緑地その他これらに類する場所で、道路法、港湾法（昭和25年法律第218号）、河川

法又は都市公園法（昭和31年法律第79号）の適用を受けないもの

⑸　不特定多数の者が通行するため、喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害を防止し、並びに吸い殻等の散乱を防止する必要がある場所として市長が指定するもの

２　前項第５号の規定による指定は、当該公共の場所を管理する権原を有する者との合意に基づき、その区域を告示することにより行うものとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例第11条の２第１項の規定により指定されている喫煙禁止地区については、この条例による改正後の横浜市屋外の公共の場所における喫煙の防止等並びに空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例第11条の２第１項の規定により指定された喫煙禁止重点地区とみなす。

提　案　理　由

分煙環境の整備の推進に関する横浜市の責務を追加するとともに、喫煙を制限する屋外の公共の場所を定める等のため、横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例の一部を改正したいので提案する。

市第６号

参　考

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例（抜粋）

（上段　改正案
下段　現　行）

横浜市屋外の公共の場所における喫煙の防止等並びに空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例
横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例

目次

（第１章から第３章まで省略）

第３章の２　喫煙禁止重点地区等
喫煙禁止地区等（第11条の２・第11条の３）

第３章の３　屋外の公共の場所における喫煙の制限（第11条の４）

（第４章から第６章まで及び附則省略）

（目的）

第１条　この条例は、屋外の公共の場所での喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害の防止等並びに空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止について、横浜市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、屋外の公共の場所における喫煙の禁止等並びに空き缶等及び吸い殻等の投棄の禁止、空き缶等の回収及び資源化その他の必要な事項を定めることにより、安心かつ安全で清潔な街をつくり、かつ、資源の有効な利用を促進し、もって快適な都市環境を確保することを目的とする。

第１条　この条例は、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等について、横浜市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、空き缶等及び吸い殻等の投棄の禁止、屋外の公共の場所における喫煙の禁止、空き缶等の回収及び資源化その他の必要な事項を定めることにより、清潔で安全な街をつくり、かつ、資源の有効な利用を促進し、もって快適な都市環境を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　公共の場所　道路、広場その他の公共の用に供される場所をいう。

⑵　たばこ　健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第１号に規定するたばこをいう。

⑶　喫煙　人が吸入するためにたばこを燃焼させ、若しくは加熱することにより煙（蒸気を含む。）を発生させること又は火の付いたたばこを持つことをいう。

⑷/⑴　空き缶等　飲料を収納し、又は収納していた缶、瓶/びんその他の容器をいう。

⑸/⑵　（本文省略）

⑹/⑶　事業者　事業活動を行う全て/すべての者をいう。

⑺/⑷　（本文省略）

⑸　公共の場所　道路、公園その他の公共の用に供される場所をいう。

⑹　喫煙　たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。

（横浜市の責務）

第３条　横浜市は、この条例の目的を達成するため、屋外の公共の場所での喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害の防止並びに空き缶等及び吸い殻等の散乱/並びに屋外の公共の場所での喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害の防止並びに空き缶等の資源化の促進についての施策を総合的に実施しなければならない。

２　横浜市は、市民及び事業者と連携し、及び協力して、屋外の公共の場所での喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害の防

止並びに吸い殻等の散乱の防止を図る観点から、必要な分煙環境の整備を推進するものとする。

３
２　横浜市は、屋外の公共の場所での喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害の防止並びに空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに屋外の公共の場所での喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害の防止について事業者及び市民等に対して意識の啓発を図るとともに、環境に関する教育を充実し、及び学習が促進されるよう努めなければならない。

第３章の２　喫煙禁止重点地区等
喫煙禁止地区等

（喫煙禁止重点地区の指定）
（喫煙禁止地区の指定）

第11条の２　市長は、美化推進重点地区内において、たばこの吸い殻の散乱につながるとともに、市民等の身体及び財産に対し被害を及ぼすおそれのある屋外の公共の場所での喫煙を特に禁止する
禁止する
必要があると認められる地区を喫煙禁止重点地区
喫煙禁止地区
として指定することができる。

（第２項省略）

（喫煙の禁止）

第11条の３　何人も、喫煙禁止重点地区内
喫煙禁止地区内
において、喫煙をしてはならない。

第３章の３　屋外の公共の場所における喫煙の制限

第11条の４　何人も、次に掲げる屋外の公共の場所（第11条の２第１項の規定により指定された喫煙禁止重点地区を除く。）において、喫煙をしてはならない。ただし、当該公共の場所を管理する権原を有する者が喫煙のために設置し、又は設置を許可した喫煙場所においては、この限りでない。

⑴　国又は地方公共団体が管理する道路法（昭和27年法律第180号）第２条第１項に規定する道路

⑵　横浜市が管理する交通広場（都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第１項第１号に規定するその他の交通施設として定められた交通広場をいう。）

⑶　国、神奈川県又は横浜市が管理する河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川及び同法第100条第１項に規定する準用河川

⑷　横浜市が管理する道路、河川、水路、緑地その他これらに類する場所で、道路法、港湾法（昭和25年法律第218号）、河川法又は都市公園法（昭和31年法律第79号）の適用を受けないもの

⑸　不特定多数の者が通行するため、喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害を防止し、並びに吸い殻等の散乱を防止する必要がある場所として市長が指定するもの

２　前項第５号の規定による指定は、当該公共の場所を管理する権原を有する者との合意に基づき、その区域を告示することにより行うものとする。